10月以降の子ども手当受給申請を受け付けます

「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が成立し、10月以降半年間の手当制度が決まりました。支給要件に該当する方は、これまで子ども手当を受給している場合も、新たに申請が必要です（現在受給している方には10月17日までに申請書を送付します）。下記の期間に専用窓口を設けますので申請してください。

▽**手当の月額（10月～平成24年3月）**
●0歳～3歳未満（一律）…1万5000円
●3歳～小学校修了前（第1子・第2子）…1万円
●3歳～小学校修了前（第3子以降）…1万5000円
●中学生（一律）…1万円
※所得制限はありません。
※養育する子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども）のうち、年長者から第1子、第2子…と数えます。

▽**手当の支給月**　平成24年2月（10月分～平成24年6月分）、平成24年1月分（平成24年2月分と3月分）

▽**受付専用窓口設置場所・期間**
●市役所1階コミュニティホール…10月17日㈪～21日㈮　午前9時～正午、午後1時～5時
※19日㈬と21日㈮は午後8時まで受け付けます。
●五日市出張所…10月24日㈪・25日㈫　午前9時～正午、午後1時～5時

▽**申請に必要なもの**
●はんこ
●申請者本人の健康保険証の写し（健康保険証で被用者の確認ができない場合は、別に年金加入証明書が必要）
※その他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

▽**新たな支給要件など**
●子どもにも国内居住要件が設けられました。
●児童養護施設などに入所している子どもについては、施設の設置者などに支給となります。
●未成年後見人や父母指定者（父母などが国外にいる場合のみ）に対しても、手当を支給します。
●監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合は、子どもと同居している者に支給します（単身赴任の場合を除く）。

▽**その他**
●公務員の方は勤務先で手続きを行ってください。
●10月以降にお子さんが生まれたときや転入転出の場合、別途手続きが必要になります。

▽**申請・問合せ**　子育て支援課・子育て支援係、五日市出張所（申請のみ）

家具転倒防止器具などを無料給付します

市では、地震発生時に人的被害を最小限に抑えるために、家具転倒防止器具などを無料で給付します。

▽**対象**　市内に住所があり、お住まいの住居に家具転倒防止器具などの設置を希望する世帯
●一般世帯…給付のみ
●高齢者・障がい者などの世帯…希望する世帯には取り付けを含む。

▽**申請方法**　パンフレットに記載のポイント以内で希望する器具などを選び、申請してください。
●高齢者・障がい者などの世帯の要件…家族の方も含め、自ら取り付けることが困難な次の世帯
①満65歳以上の方のみの世帯
②要介護度2以上の認定を受けている方がいる世帯
③身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方がいる世帯
④愛の手帳1・2度の交付を受けている方がいる世帯
⑤精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている方がいる世帯
⑥難病医療費助成を受けている方がいる世帯
※②～⑥に該当する方は、要件を確認できる書類をお持ちください。

▽**受付期間**　10月3日㈪～14日㈮（土曜・日曜日、祝日を除く）　午前9時30分～午後4時

▽**受付場所**　市役所1階コミュニティホールか五日市出張所市民総合窓口係
※パンフレットと申請書は、受付場所のほか、五日市ファインプラザと中央公民館にもあります。

▽**給付世帯数**　1820世帯（抽選）

▽**給付決定**　申請内容を審査の上、給付などの可否を決定し通知します。

▽**給付方法**
●一般家庭…市指定業者がご自宅に届けます。
●高齢者・障がい者などの世帯…市指定取付業者がご自宅に届け、取り付けます。

▽**その他**
●賃貸住宅にお住まいの方は、家主などの承諾を得てください（申請書に記載欄があります）。
●器具などを取り付けると家具などは地震の際に転倒しにくくなりますが、地震の規模や家屋の状況によっては効果が得られないこともあります。万一、家具などが転倒した場合、市では責任を負いかねますのでご了承ください。
●この事業は平成21年度から23年度までの3年間実施しており、給付は、1世帯1回限りです（平成21年度か22年度に器具などの給付を受けた世帯は、対象外です）。
●不良品以外は器具などは返品できませんので、ご了承ください。

▽**問合せ**　地域防災課防災安全係

スポーツ祭東京2013

「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）」（案）への意見を募集します

都と区市町は、公園・緑地の計画的な整備促進を図るため、優先的に事業を進める「優先整備区域」などを定めているこの整備方針の改定に取り組んでいます。このたび改定案をとりまとめましたので、意見を募集します。

▽**方針案の閲覧**　都・市ホームページか各窓口

▽**意見の提出方法**　10月19日㈬まで（当日消印有効）に送付してください（FAX、電子メールでも受け付けます）。

▽**提出・問合せ**　東京都都市整備局緑地景観課（〒163－8001　新宿区西新宿2－8－1、☎03・5388・3311、FAX03・5388・1355、✉S0000169@section.metro.tokyo.jp）、都市計画課計画係（〒197－0814　二宮350、直通558・2026、FAX558・1179、✉koho01@city.akiruno.tokyo.jp）

新農業委員が選出されました

任期満了に伴い、9月1日から、新農業委員が表のとおり選出されました。また、9月6日に開催された、あきる野市農業委員会臨時総会で会長などが選任されました（敬称略）。
●会長…平野正延
●会長職務代理…大福保男
●農業経営部会長…森好雄
●土地利用部会長…笹本輝明

▽**問合せ**　農林課農政係

表　あきる野市農業委員会名簿

氏　名	在住地	氏　名	在住地
田中　建治	原小宮	森　好雄	野辺
栗原　晋二	乙津	森下　茂樹	戸倉
内山　晃	小川	山下　忠	留原
久保　茂	入野	平野　正延	雨間
松村　敏郎	平沢	木下　優	下代継
田中　正治	小川	中村　義明	伊奈
森田　波蔵	菅生	青木　弘	引田
大福　保男	山田	甲野　富和	伊奈
笹本　輝明	草花		

国民年金保険料は前納がお得です

国民年金保険料には、保険料をまとめて納めると割引となる「前納制度」があります。10月分から平成24年3月分まで（6か月分）をまとめて納めると、毎月納めるよりも730円割引となります（保険料額が9万120円から8万9390円になります）。

▽**納付場所**　金融機関（郵便局含む）、コンビニエンスストア

▽**納付期限**　10月31日㈪

▽**問合せ**
●保険年金課年金係
●青梅年金保険事務所（☎0428・30・3410）

チャイムの時刻の変更

10月1日㈯から、防災行政無線のチャイム放送時刻を午後4時30分に変更します。

▽**問合せ**　地域防災課防災安全係

体育施設の指定管理者を公募します

市では、体育施設の管理運営を行う指定管理者を次のとおり公募します。

▽**公募内容など**
●施設名…市民プール
●所在地…原小宮353番地
●応募資格…体育施設の管理運営を安全かつ円滑に行える団体・法人
●指定期間…平成24年4月1日～平成27年3月31日（3年間）

▽**応募書類の配布**　10月6日㈭～11月14日㈪
※書類は、市ホームページからもダウンロードできます。

▽**指定管理者公募説明会**
●日時…10月13日㈭　午前9時30分～
●場所…中央公民館（二宮683番地）
●応募予定団体は、説明会に出席してください。
●10月11日㈫までに、説明会参加申込書に必要事項を記入し、メールまたはFAXで提出してください。

▽**応募書類受付**　10月6日㈭から11月15日㈫までに、市民プールに直接お持ちください。

▽**応募・問合せ**　あきる野市民プール（☎550・1711、土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時、FAX550・1712、✉siminpool@city.akiruno.tokyo.jp、火曜日休館）